

2020年5月26日初版作成  
2021年11月1日改訂  
2022年11月31日改訂  
2023年7月20日改訂  
一般社団法人日本音声製作者連盟

## 音声制作における新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン（第四版）

### 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、一般社団法人日本音声製作者連盟の会員が行う音声制作における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインは、5月4日提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」、「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）及び「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、感染予防対策を規定している。また、本ガイドラインは、東京慈恵会医科大学 感染制御科 堀野哲也 准教授より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成している。

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴って、経済活動との両立の観点から「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（令和5年3月31日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）」に基づき、業種別ガイドラインは廃止されたものの、音声制作現場の「三密空間」という性質上、未だ感染に対する不安を感じる声が音声制作現場では大きく、本

連盟としては関係団体と協議の上、「自主的な手引き等の取扱い」として当面の間は本ガイドラインを存続するものとし、今後、感染状況を見つつ、適宜緩和していき、将来的な撤廃を目指すこととした。

音声製作者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき感染防止策」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組むことが求められる。

## **2. 感染防止のための基本的な考え方**

音声製作者（音声制作の企画・立案を行う事業者をいう。以下同じ。）は、音声製作者として、音声制作関係者（出演者及び音声制作に関わるスタッフをいう。以下同じ。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策を最大限講ずるものとする。

特に、音声制作は、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）が揃いやすく、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。また、三つの密のどれか一つの条件だけでも感染がおりうることに留意する。

## **3. 音声制作における講じるべき感染防止策**

### **(1) 必要な対人距離の確保**

必要な対人距離（人と人が触れ合わない距離）を確保するため、以下のよう  
な取組を行う。

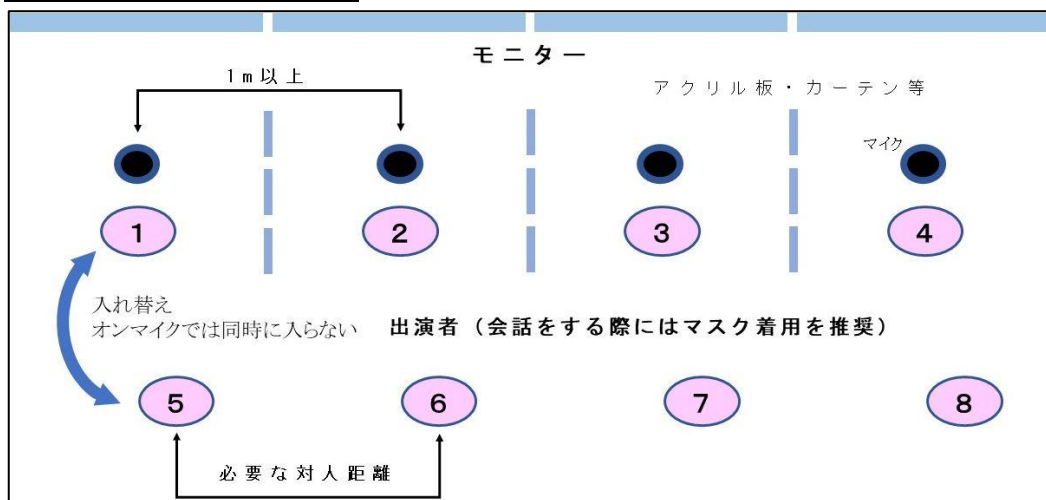
#### **① 録音ブース**

- ・ 録音ブースの広さを踏まえ、必要な対人距離を確保できるならば、出演者の人数を制限しない（マイクの本数分の人数に限定されない）。
- ・ マイクの設置間隔は適切な距離（1 m以上）を確保する。
- ・ 録音ブース内で待機する出演者同士が、必要な対人距離を確保できるよう、座席の位置等を工夫する。
- ・ 録音ブース内は、出演者が横を向いた場合でも飛沫感染を防止できる

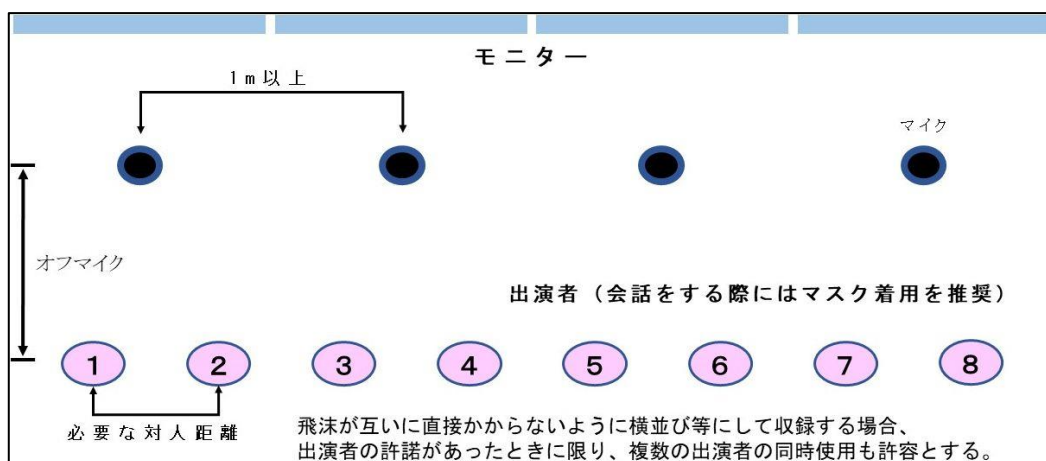
よう、アクリル板や透明ビニールカーテン等の設置を検討する。

- ・ 録音ブース内においては必要な対人距離を確保し、会話をする際にはマスク着用を推奨する。
- ・ マイクの本数分以上の出演者が録音ブース内に入る場合であっても、飛沫感染のリスクを低減するために、オンマイクでは、マイクの使用は入れ替わりに行い、一つのマイクを複数の出演者が同時に使用しない。但し、収録の効率を図る見地から、オフマイクのガヤ収録では、出演者同士が必要な対人距離を確保し、且つ飛沫が互いに直接かからないように横並び等にして収録する場合、出演者の許諾があったときに限り、複数の出演者の同時使用も許容とする。また、このときにはアクリル板や透明ビニールカーテン等の必要性が低いため、撤去しても差し支えないものとする。

オンマイクの具体例の図



オフマイクの具体例(ガヤ収録の場合)の図



## ② コントロールルーム

- ・コントロールルーム内は、必要な対人距離を確保できるならば、音声制作関係者の人数は制限しない。
- ・必要な対人距離を確保できない時は、オンライン会議システムを活用する。

## (2) 換気の徹底

- ・録音ブース及びコントロールルームは、適切な空調設備を活用した常時換気に加え、扉をこまめに開放する等、定期的に一定時間換気することを徹底する。また、必要に応じて換気に加えて、CO2 測定装置やHEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの活用も検討する。

## (3) 高齢者や持病のある方への配慮

- ・高齢や持病のある音声制作関係者については、個別収録やリモートでの収録等の特別な配慮をする。

## (4) 収録中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が収録中に発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。また、直ちに帰宅を促すものとする。
- ・自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認した上で、必要な療養期間を経るまでは、出演または従事させない。

(以上)

本ガイドラインの作成にあたり、以下の団体等にご協力いただきました。

- ・ 協同組合 日本俳優連合
- ・ 一般社団法人 日本芸能マネージメント事業者協会
- ・ 一般社団法人 日本声優事業社協議会
- ・ 一般社団法人 日本動画協会
- ・ 一般社団法人 日本アニメーター・演出協会
- ・ 一般社団法人 日本ポストプロダクション協会